

報告第1号

中条町・黒川村任意合併協議会規約

(設置)

第1条 中条町及び黒川村(以下「両町村」という。)は、合併の基本事項について協議するため、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 合併問題に係る調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 新市建設計画の策定に関する事項
- (4) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の者をもって組織する。

- (1) 両町村の長
- (2) 両町村の議会の議長及び両町村の議会が推薦する議員
- (3) 両町村長が推薦する両町村の住民
- (4) 両町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長は、両町村長の互選により選出する。

3 監事は、会長が選任する。

(役員の仕事)

第5条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 会長は、必要に応じて両町村の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(委員会)

第8条 協議会は、特定事項を調査・協議・調整するため委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会、専門部会及び分科会)

第9条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会、専門部会及び分科会を置く。

2 幹事会、専門部会及び分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、会長の属する町村に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、両町村長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、両町村長が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(報償及び費用弁償)

第13条 協議会に出席する者は、報償及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報償及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する町村の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年12月25日から施行する。

(施行年度の特例)

- 2 第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、この規約の施行の日の属する年度の会計年度は、規約の施行の日からその日の属する年度の末日までとする。